

## 現状と課題（続き）

＜直近の交付決定時期＞

・令和2年度（当初予算・一般）	令和2年6月1日
・令和2年度（当初予算・一般）変更分	令和2年11月2日
・令和2年度（当初予算・強靱）	令和2年11月2日
・令和2年度（当初予算・一般）変更分	令和3年2月1日
・令和2年度（当初予算・強靱）変更分	令和3年2月1日
・令和2年度（3次補正予算・強靱）	令和3年3月1日
・令和3年度（1次補正予算・一般）	令和4年2月16日
・令和3年度（1次補正予算・強靱）	令和4年2月16日

## 事業実施による効果

- 1 確実な事業採択により、学習環境の改善および児童生徒の安全・安心の確保の推進を図ることができる。
- 2 適切な時期に交付決定を受けることにより、円滑に事業を進めることができる。
- 3 補助単価の引き上げにより、学校設置者の負担を軽減することができる。

担 当：教育委員会事務局 教育総務課 施設係  
TEL：077-561-2426

要望先：滋賀県教育委員会事務局 特別支援教育課、教職員課

## 特別支援教育の充実のための人的配置および「地域で学ぶ」支援体制強化事業補助金について 【国への要望、県への要望】

### 要望内容

特別支援教育（インクルーシブ教育）の充実のため、次の3点について国への働きかけを含め、特段の配慮をお願いしたい。

- ①特別支援教育コーディネーターの専任化
- ②インクルーシブサポーターの増員および県基準の緩和
- ③医療的ケアを実施するための「看護師配置の増員」と「人材確保のための体制整備」等補助制度の充実

### 要望の理由

- ①本市における特別な支援が必要な児童生徒は、過去5年で140%にまで増加しており、令和4年4月11日現在、全児童生徒の3.7%であり、今後も支援を必要とする児童生徒の割合は増加の傾向にあることは顕著である。こうした児童生徒に、個に応じた教育を行うためには、専門的な知識や経験や関係機関との連携、校内就学委員会やケース会議等の企画・運営等が必要で、業務量が多く、他の業務と兼任する現状においては、十分な支援をすることが困難であるため。
- ②「地域で学ぶ」支援体制強化事業であるインクルーシブサポーターと医療的ケア支援スタッフ配置については、配置基準に満たない学校にも支援対象児童生徒が在籍しており、未配置のために手厚い支援ができない状況にある。
- ③看護師は児童生徒の健康維持や安全確保において非常に重要な役割を担っているとともに、医療的ケアが必要な児童が義務教育を受けるために欠かせない人員である。毎日安全・安心に登校できるために任用の安定が求められる。

## 現状と課題

### 【現状】

- ・特別支援学校への就学要件を満たす児童生徒のための配置校  
13校 22名在籍
- ・インクルーシブ教育推進スタッフと児童数  
6校に配置 9名
- ・医療的ケア支援スタッフ  
7校に配置 7名

### 【課題】

- ・実際には、配置校以外にも支援を必要としている児童生徒は在籍しており、1学級に2名以上という条件かつ当該特別支援学級に児童生徒4名以上在籍の学校にのみ配置されているが、より手厚い支援が求められている。県の基準を緩和し、さらなる配置を行う必要がある。
- ・看護師についても、今後対象児童生徒は増加の見込みであるため、さらなる増員配置と補助制度の拡充、人材確保のための体制整備が不可欠である。
- ・補助金について、市からの申請内容を事前に調査をしているにもかかわらず反映された配置になっていないため、今年度のように予算と比較し大幅に減額してしまうことにより、インクルーシブ教育推進スタッフの従事時間の調整（時間短縮）が必要となり適切な配置ができなくなる。

## 事業実施による効果

- ・特別支援教育コーディネーターの専任化により、校内就学委員会やケース会議等に適切な支援が図られるため、個に応じた教育が一層進む。
- ・インクルーシブサポーターにより、個別の障害の状況を的確に把握し発達段階に即した支援を充実させることで、障害の有無に関わらずともに学ぶ共生社会を目指す学校作りを行うことができる。
- ・看護師を配置いただくことで、医療的ケアを必要とする児童生徒および保護者が安心して学校生活を送ることができる。また、担任や、全教職員が看護師と連携を図りながら健康状況を確認し、適切な指導を行うことができる。
- ・インクルーシブサポーター、看護師が手厚く配置されることで、支援の対象となる児童生徒の就学先として、保護者・児童生徒が安心して地域の小中学校を選択することができるとともに、適切な就学指導を行うことができる。

担 当：教育委員会事務局 児童生徒支援課 児童生徒支援係  
TEL：077-561-2437

## 小中学校の臨時講師、非常勤講師の人材確保と紹介について【県への要望】

### 要望内容

小中学校の臨時講師、非常勤講師ができる人材を県で確保していただくとともに、学校の要望に応じて紹介していただくシステムの構築や、学校現場に適した人材の紹介についても、特段の配慮をお願いしたい。

### 現状と課題

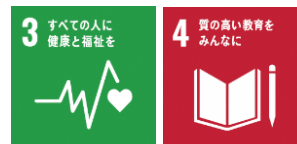
学校現場では、業務の多忙化や解決困難な課題対応に疲弊し、精神疾患になり、特別休暇や休職を取得する教員が増加するとともに、最長3年となった産・育休の取得者も増加している。また、児童生徒のきめ細かい支援のため様々な加配教員の配置に併せ、非常勤講師の確保も必要である。県の講師登録者に依頼しても、既に他校で勤務している等の理由からほとんど承諾してもらえず、講師人材の確保に多くの時間や労力を費やしている。

さらに、これまで教科の特性から特に中学校の講師の確保に多大な労苦を費やしてきたが、近年は小学校の講師まで確保することが容易ではなくなっており、県教育委員会からさまざまな加配の措置をいただきながら、実際のところ、人が「いない」という現状から、加配制度の活用のための人材確保に苦慮する状況が生じている。

候補者の職務能力の把握が難しいため、雇用契約を結んだ後、十分な指導力がないことや、学校現場に適さないことが明らかになる場合もあることから、適正な人材の確保を図っていただきたい。

### 事業実施による効果

- ・学校が必要な時に、講師を確保することが可能になる。
- ・講師を探すために使っていた時間と労力を他の業務に充当したり、業務の削減を図ったりできる。
- ・職務能力が不十分な講師を雇用するリスクがなくなる。



要望先：滋賀県教育委員会事務局 特別支援教育課  
幼小中教育課

## 「切れ目ない支援体制整備充実事業」における看護師配置にかかる補助率の拡充および「病児保育事業」「障害児保育支援事業」の幼稚園に対する適用拡大について【国への要望】【県への要望】

### 要望内容

- ①幼稚園（幼稚園型認定こども園）における、医療的ケア児の受け入れ体制の整備にあたり、「切れ目ない支援体制整備充実事業」（文部科学省）の看護師配置に係る補助率について、「医療的ケア児保育支援事業」（厚生労働省）と同様の支援となるよう、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。
- ②幼稚園（幼稚園型認定こども園）において、子どもが病気の際に、保護者が自宅での保育が困難な場合でも病気の児童を一時的に預かることで安心して子育てができる体制整備のため、補助金等の支援体制を創設するよう、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。
- ③幼稚園（幼稚園型認定こども園）において、障害児保育の推進に係る体制整備のため、自治振興交付金に係る障害児保育支援事業を幼稚園（幼稚園型認定こども園）へ拡充するよう、特段の配慮をお願いしたい。

### 現状と課題

#### 【現状と課題①】

##### <現状>

文部科学省「切れ目ない支援体制整備充実事業」の補助率（国：3分の1）と厚生労働省「医療的ケア児保育支援事業」の補助率（国：2分の1）が異なっており、同じ医療的ケア児の受け入れ支援策に差が生じている。医療的ケア児への支援については、法制化されたこともあり、国として統一した支援体制を検討いただきたい。

##### <課題>

医療的ケア児受け入れが円滑に行えるよう、保育所（保育所・幼保連携型認定こども園）と同様の補助率とする必要がある。

## 現状と課題（続き）

### 【現状と課題②】

#### <現状>

本市では、安心して保育ができ、保護者への子育て支援が充実するよう、保育所や幼保連携型認定こども園と同様に、幼稚園型認定こども園において、保育中に体調不良となった子どもに対して対応できる看護師を市の単費で配置しているが、体制整備に係る予算面等の課題が大きい。

#### <課題>

保育所（保育所・幼保連携型認定こども園）と同様に、安心かつ安全な体制を確保するため、体制整備の構築や補助金制度の創設が必要である。

### 【現状と課題③】

#### <現状>

保育所（保育所・幼保連携型認定こども園）では、人件費の補助制度を活用した人材確保に努めているが、幼稚園（幼稚園型認定こども園）では、補助制度がなく、体制整備に係る予算面等の課題が大きい。

#### <課題>

保育所と同様に、安定した保育士の配置ができるよう、補助金制度の拡充が必要である。

## 事業実施による効果

- ①幼稚園および幼稚園型認定こども園において、看護師確保のための環境を整えることで、教育・保育を保障することができ、保護者への就労支援にもつながる。
- ②病気の児童を一時的に預かることにより、安心した子育て環境を整備することができる。
- ③幼稚園および幼稚園型認定こども園における保育士確保のための環境を整えることで、児童一人ひとりに対して、家庭や関係機関と連携した支援を行うための体制を整備することができる。

担 当：子ども未来部 幼児課 指導研修係  
TEL：077-561-6878

要望先：滋賀県警察本部 警務部

## 交番の増設等、防犯ボックスの設置および警察官の増員について【県への要望】

### 要望内容

良好な治安を維持し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、犯罪認知件数の多い地域における交番の増設・防犯ボックスの設置およびこれに対応した草津警察署への警察官の増員について、国への働きかけを含め、特段の配慮をお願いしたい。

また、山田交番についても交番施設が山田駐在所であったものを引き継いでおり、手狭となっていることから、地域の地区計画の取り組みを踏まえ、生活拠点地区内への移設について、特段の配慮をお願いしたい。

### 現状と課題

草津市では、平成16年以降、犯罪率が県内都市部でワースト1の状況が続いているとともに、草津署管内においては、刑法犯認知件数の多い南草津駅交番や野村交番等を抱えている。こうした状況の中、現状としては、大型商業店舗や駅周辺などを中心に自転車盗や万引き等の犯罪が依然として多く発生している。また、子どもや女性に対する犯罪の前兆事案の発生件数は令和2年度から令和3年度にかけて約2倍に増加している。

これらの犯罪を未然に防止するため、市民は自主的な防犯団体を組織してパトロール等を、また市や草津警察署では巡回啓発や街頭啓発等を、それぞれの立場で成し得る防犯活動を協働しながら進めている。さらに、市では学区や町内会等への防犯カメラ設置補助事業に加え、令和4、5年度に新たに防犯カメラを約350台設置し、独自の防犯対策を強化する。

こうした地域の取り組みに対し、国においても良好な治安を維持し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、警察官定員増員にかかる警察法施行令の改正、ならびに、滋賀県においても、さらなる滋賀県警察の警察官の大幅な増員と、特に南草津エリアをはじめとする交番の増設などの抜本的な体制強化が必要と考える。

また、防犯ボックスについては、駅前等、地域の防犯の拠点となるよう設置され、警察官OBや住民の方々、さらには、滋賀県警察本部と連携を図ることで、防犯対策が進められるものであるが、早期の交番設置が困難な場合の代替措置として早急に設置する必要がある。

### 現状と課題（続き）

なお、山田交番についても交番施設が山田駐在所であったものを引き継いでおり、手狭となっていることから、地域の地区計画の取り組みを踏まえ、生活拠点地区内への移設が必要である。

### 事業実施による効果

- 1 良好な治安の維持・安全で安心して暮らせる地域社会の実現
- 2 県民・市民の安心感の向上

担 当：総合政策部 危機管理課 危機管理係  
TEL：077-561-2325



# 一 般 要 望



要望先：滋賀県文化スポーツ部 文化財保護課

## 登録有形文化財建造物保存修理の国の補助制度の拡充 について【国への要望】

### 要望内容

登録有形文化財建造物の保存と活用を図るための国の補助制度について、個人所有者が行う保存修理工事が補助対象となるよう国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

### 現状と課題

- ・本市の登録有形文化財建造物には、所有者の経済的事情により保存修理ができないものがあり、このままの状態が続くと当該文化財のき損等が進む恐れがある。
- ・登録有形文化財建造物に関する補助制度には、「登録有形文化財建造物修理事業費国庫補助要項」(令和2年7月2日改正)があるが、保存修理工事に係る設計監理費、公開活用に資する設備や案内設備・情報機器の整備が補助対象であり、所有者が望む建造物の保存修理に関する工事費は対象外となっている。
- ・登録有形文化財建造物を保存継承し、地域の歴史資源として有効活用を図るためにも、当該文化財の保存修理に対する個人所有者の負担軽減に向けた補助制度の拡充が必要である。

### 事業実施による効果

- ・補助内容が保存修理工事にまで拡充されることで、個人所有者の修理費の負担軽減を図ることができ、登録有形文化財建造物の適切な保存継承および地域の歴史資源としての有効活用を図ることができる。

担 当：教育委員会事務局 歴史文化財課 歴史文化財係  
TEL：077-561-2429

## 国民健康保険制度の円滑な運営に係る財政支援について【国への要望、県への要望】

### 要望内容

国民健康保険の財政基盤の安定と被保険者の負担の抑制を図るための一層の財政支援について国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

また、県で進めている保険料水準の統一に向けた取組においては、県としても被保険者負担の軽減に向けた対策を講じられたい。なお、県においては、昨年度に「保険料水準の統一に向けたロードマップ」案を提示されたが、ロードマップ案にとらわれることなく県内市町と十分な議論を行っていただくとともに、保険料水準の統一の際には、市民への周知や激変緩和の期間も考慮するよう特段の配慮をお願いしたい。

### 現状と課題

国民健康保険財政の都道府県単位化により財政基盤の安定化が一定図られたものの、高齢・低所得の被保険者が多い国民健康保険の構造的な問題による脆弱な財政基盤の問題は解消されていないのが現状である。

また、新型コロナウイルス感染症による雇用情勢への不安や生活必需品の価格上昇など、社会経済情勢の悪化が懸念される中で、被保険者においては、保険料の負担感は増加していると考ええる。

このことから、国民健康保険の構造的な問題や現状の社会経済情勢に鑑み、国保財政に対する財政支援の充実が必要である。

また、県で進めている保険料水準の統一に向けた取組においては、保険料が増加する場合の被保険者への説明は困難であることから、昨年度に県が示した「保険料水準の統一に向けたロードマップ」案を目安としつつ、これまでと同様に、県内市町と十分な議論を行ったうえで実施する必要がある。

### 事業実施による効果

国民健康保険財政の安定および高齢・低所得者が多くを占める国民健康保険被保険者の負担の抑制を図ることができる。

担 当：健康福祉部 保険年金課 国民健康保険係  
TEL：077-561-2366

## 精神障害者に対する医療費助成制度について 【県への要望】

### 要望内容

精神障害者に対する医療費助成制度について、心身障害者に対する助成制度と同様に、広く保険適用医療費の一部負担金を助成対象とする制度を構築していただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

### 現状と課題

現在、県として実施されている精神障害者精神科通院医療費助成制度では、精神障害者に対する医療費の助成対象は自立支援医療費（精神通院医療）の自己負担分のみとなっているが、精神障害者の方の中には就労ができず、経済面で生活に苦しむ方も多くおられることから、広く保険適用医療費を助成対象とする制度を構築し、経済的負担の軽減を図る必要がある。

こうした障害者への医療に関する経済的負担の軽減は、住む地域や場所に関わらず図られるべきであり、心身障害者（児）福祉医療助成制度と同様に、県主導による助成制度の構築を要望する。

### 事業実施による効果

精神障害者の保健の増進および経済的負担の軽減を図ることができる。

担 当：健康福祉部 保険年金課 福祉高齢者医療係  
TEL：077-561-6975

## 子どもの医療費に係る助成制度の拡充について 【県への要望】

### 要望内容

健康しがを実践していくためにも県下で統一された制度のもと、県と市町が一体となって、より一層安心して子どもを産み育てられる環境を整備していくため、県において小学校就学後の子ども医療助成制度を創設していただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

### 現状と課題

現在、県においては、小学校就学前の子どもを対象に保険適用医療に係る費用の一部負担金を助成する制度を設けていただいているが、少子化の進行や、安心して子どもを産み育てることができる環境整備の重要性を考慮し、本市をはじめ、県内の全市町において、小学校就学後の子どもに対しても医療費助成を行っているところである。

社会情勢の悪化などにより、出生数が大きく減少している現在、少子化対策として、4割近くの都道府県において、すでに小学校就学後の医療費助成制度を創設されており、県としても子どもに対する医療費助成制度について、検討のうえ、創設いただきたい。

### 事業実施による効果

県全体として安心して子どもを産み育てることができる環境の整備を図ることにより、少子化の進行に対するより強い対策になる。

担 当：健康福祉部 保険年金課 福祉高齢者医療係  
TEL：077-561-6975

## 児童家庭相談業務体制の充実について 【県への要望】

### 要望内容

市の相談体制を充実させ、虐待事案へ積極的かつ適切に対応するには、専門機関である児童相談所による助言、援助要請等の支援が重要である。

そのためにも、管轄地域の人口や要保護児童対応ケース数の規模に応じた、経験豊富な職員配置をしていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

### 現状と課題

今年度、草津市域を管轄する中央子ども家庭相談センターでは、担当職員を1名増員し、虐待対応係2名、相談係2名の合計4名を配置いただいたが、令和2年度中の草津市の虐待相談件数は当該センターの管轄市中、最も多い1,396件であり、他市相談件数と700件以上の差がある。

草津市は人口規模・相談件数とも多く、かつ困難ケースや子どもの安全確認について緊急対応を要するケースが増加しており、専門機関による迅速かつ適切な助言、援助要請等の支援が必要である。

### 事業実施による効果

草津市の人口や要保護児童対応ケース数の規模に応じた職員配置により、緊急を要するケースへの迅速かつ適切な対応を可能とし、子どもの安全確保を図ることができる。

担 当：子ども未来部 家庭児童相談室  
TEL：077-561-2373